

國學院大學學術情報リポジトリ

「国民体育」から「国民錬成」へ：
総力戦体制下の明治神宮大会

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2024-04-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000280

「国民体育」から「国民錬成」へ ―総力戦体制下の明治神宮大会―

藤田 大誠

【要旨】

本稿では、大正十三年から昭和十九年まで十四回に互り開催された明治神宮大会の総力戦体制下における内実を再検討するため、当時のキーワード「錬成」に着目した。明治神宮大会において「錬成」の語は、「明治神宮体育大会」末期から使はれ始め、「明治神宮国民体育大会」時代には、定型表現として慣習化した使用方法ではあつたが存在感を示し続けて定着し、遂には「明治神宮国民錬成大会」といふ名称にまで前景化するに至つた。厚生省が大会名称を「国民体育」から「国民錬成」へと改めたのは、決戦下における「国民体育」概念の拡張に基づき、全国民を対象とした「体育」即「練武」+「修文」＝「国民錬成」といふ認識によるものであつた。銚後「全国民」による「健民錬成」と「居常錬成」の意義は強調されたが、種目内容について抜本的変革がなされたとは言へなかつた。最後まで明治神宮大会の方針からスポーツ競技性は抹殺されず、残存し続けたのである。

【キーワード】

国民体育 国民錬成 明治神宮大会 健民錬成 居常錬成

一 はじめに

明治神宮大会は、大正十三年（一九二四）から昭和十九年（一九四四）まで、十四回に互り開催された国民的・総合的・全国的運動競技大会である。「競技」を冠した内務省主催の第一、二回大会、「体育」を冠した明治神宮体育会主催の第三～九回大会、「国民体育」を冠した厚生省主催の第十～十二回大会を経て、昭和十七年以降、同じく厚生省主催ながら「国民錬成」

の語を冠して第十三、十四回大会が開催された^①。

戦時下の明治神宮大会に関する論考中、最も注目すべきは、〈帝国日本とスポーツ〉といふ視座から詳細に検討した高嶋航の研究である。高嶋は、「戦時体制が強化されるなかで、スポーツは戦争への直接的貢献を重視した「錬成」に主役の座を奪われる」、「スポーツは英米的、自由主義的、個人主義的という言葉を冠せられ、錬成から排除されていった」と指摘した^②。しかし、なぜ大会名称が「国民体育」から「国民錬成」へと改められたのか、その改称は大きな変革を促したのかについて、正面

から問いを發した本格的な研究はこれまでなかつた。

また従来、「身体と教育」といふ主題や「教育における身体性」といふ視点の重要性は指摘されてきたが、明治神宮大会を主題とした教育史的研究は管見では見当たらない。しかし、「日本の総力戦が要求した教育課題を一身に集約する語」としての「錬成」に関する教育史研究の蓄積を鑑みた時、この語を媒介として教育史と体育・スポーツ史の両研究成果を接続することは可能であらう。かかる視点を踏まへ、本稿では、「国民体育」から「国民錬成」へと名称を変更した、総力戦体制下における明治神宮大会の内実を検討する。

二 総力戦体制下の「錬成」

(一) 「錬成」の身体性

寺崎昌男・戦時下教育研究会による教育史研究では、「錬成」といふ言葉は「文部省によって従来の教育への批判・革新」原理を内に含むものとして創出された造語^⑤で、「それは単なる教育方法ではなく、「皇国の道」という目的を不可分に内包する方法概念であり、従って「皇国民の錬成」という熟語として完全な表現となる」と指摘した^⑥。また、昭和十六年三月に「国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス」（「国民学校令」第一条）と規定されて以来、「錬成」は「戦時下学校教育の最高目的として一九四五年までの日本教育界に君臨した」のであるが、「修行」や「修養」、農民教育の塾的訓練、軍隊教育用語の「練成」（「錬」ではなく「練」の語が使用された）を前史として登場した「皇

国民の錬成」は、「道場型」錬成から「生活型」錬成へと展開する中で、研修や「行」としての神社参拝や神拝行事、勤勞奉仕、鍛錬としての武道、体操、行軍などの種々の身体運動が組み込まれたことを明らかにした^⑥。「錬成」は、その由来からして身体性とは非常に親和性の高い概念であつた。

なほ、戦後に編纂された『学制八十年史』は、「錬成」とは「錬磨育成」を意味し、「児童の陶冶性を出発点として皇国の道に則り児童の内面よりの力の限り即ち全能力を正しい目標に集中せしめて錬磨し、国民的性格を育成することである」と定義された^⑦と記してゐる。この定義の前提とされてゐるのは、昭和十五年刊行の文部省当局者による国民学校制度の解説書であつた^⑧。それ故、戦前の文部省が如何に「錬成」を説いてきたのかを同書から確認しておくこととしたい。

まづ、同省普通学務局長の中野善敦は、「国民学校の教育は立派な日本人をつくることを目的とする。日本人であることを真に自覚した美しい、すこやかな第二の国民を養成することを目的とする。自ら考へ、自ら創造する（作り出す）能力のある人間を錬成する（即ち錬り成る）ことを目的とする」と述べてゐる^⑧。また、同省督学官の倉林源四郎は、「錬成」は「鍛錬完成と解する向もあるが、こゝは錬磨育成の意」と指摘するとともに、「児童の全能力を錬磨し、体力、思想、感情、意志等、児童の精神および身体を全一的国民的に育成することを意味して居る」と説明してゐる^⑩。両者の言からは、「すこやか」や「体力」、「身体」といふキーワードを見出すことが出来る。

東京高等師範学校教授（文部省嘱託）の橋本重次郎は、小学校から国民学校への移行に伴つて特に体育が重んじられたこと

を強調した上で、「体操科」から名称が改められた「体錬科」（体操〔体操・教練・遊戯・競技・衛生〕と武道〔剣道・柔道・薙刀〕の要旨「身体ヲ鍛錬シ精神ヲ錬磨シテ潤達剛健ナル心身ヲ育成シ献身奉公ノ実践力ニ培フコト」について解説を加へ、「体育と云ふのは、身体を通して皇国臣民を錬成し、国家発展のために心身剛健なる人的資源を作る教育」と説いた。¹¹⁾「体錬科」は「錬成」を最も体现する科目であった。

斯様に国民学校制度の鍵概念「錬成」において、身体性の比重は高かった。滋賀県彦根市西尋常小学校勤務の有川重雄が「従来一教科としてむしろ閑却視されつゝあつた体操は、綜合四教科の一体錬科として、国民錬成の重大使命を果すべく我等の前にクローヅアップされたのである」と述べた如く、初等教育に「国民の基礎的錬成」が位置付けられると同時に「体育」たる「体錬科」も制度化されたのである。

「錬成」は目的かつ方法でもあつて、「体育」の上位互換概念ではなかつたが、より包括的な概念ではあつた。「体育錬成」なる語も用ゐられたが、厳密な定義は見られない。専ら「精神並に身体の錬成」のうちの身体に関はる「錬成」を意味する程度に過ぎず、中には「体育の終極の目的」としての「人格訓練」に至る道程を「錬成」と捉へて段階を示し、「心臓或は筋肉骨格と言ふ身体」即ち「肉体的の基礎」が定まつた後に「精神的の訓練に入るべきである」といふ記述もあつた。¹²⁾即ちこれは、「身体」的基礎の「錬成」に限定した見方である。

また、学校体育以外の社会体育でも「体育錬成」の語は使用された。昭和十六年二月、「風土と体育錬成」や「地域的な環境から人間に及ぼす体育錬成」を論じた厚生省体育官の栗本義

彦は、「国民錬成の手段たる体育運動」として、「季節に応じた体育運動」、「一人一種目の選手主義でなく幾つかの運動をやること」、「室内運動より戸外野外運動」、「鍛錬的体育」、「旅行、遠足、行軍等野外体育」を奨励してゐる。¹³⁾栗本は昭和十八年に先の文を下敷きにした「国土と体力錬成」といふ殆ど同趣旨の文を公表してゐるが、ここでは「体育錬成」を「体力錬成」と言ひ換へたり、同義語として用ゐてゐる。¹⁴⁾

専ら学校や産業・労働の現場に生きる青少年の体位向上、健康問題と関連して、「体育錬成」とともに「体力錬成」や「身体錬成」、「肉体錬成」の語も使用されたのである。¹⁵⁾

（二）「錬成」の身体的実践内容に対する批判

国民学校の目的となつた「錬成」は、学校教育のみを対象とする用語に留まらなかつた。昭和十七年一月二十四日に「文部大臣ノ管理ニ属シ国体ノ本義ニ基キ実践躬行以テ先達タルベキ国民ヲシテ其ノ錬成ヲ為サシムル所」として設置された「国民錬成所」（昭和十八年、「国民精神文化研究所」と合併し「教学錬成所」に改組）錬成官の五十嵐祐宏に拠れば、全国各地の「凡ゆる方面」で「錬成会」が行はれてゐたやうに、戦時下の流行語が公的用語化した「錬成」の本義は、「現実のあるがま、の日本人を、皇国民として真に俯仰天地に耻ぢぬ日本人、あるべき姿の日本人にまで錬磨育成すること」だとされた。¹⁶⁾

ただ、昭和十六年四月から「総力戦研究所」（昭和十五年九月三十日、内閣総理大臣の管理下に設置）に入所して「総力戦教育体制の基礎理論」の構想を練り続け、その研究成果を昭和十九年一月発行の著作に纏めた倉澤剛（当時、東京女子高等師

範学校教授）は、「皇国の道に則る皇国民の錬成」といふ目標は「わが国教育の永遠の理念」として適正だが、一般的、抽象的、観念的で具体性に乏しいと指摘した。⁽¹⁸⁾倉澤は、「体育」や「スポーツ」について、次の如き認識を持つてゐた。

学校で生理の教授はうけても、生徒の衛生生活は一向に改善されない。知識は知識のために学ばれ、生活に生産に国防に活かされない。抽象的な知識が大量に注入されて、実際に役立つ具体知は一向に身につかない。体育もまたスポーツといふ一種の文化と見なされ、レコードの体育、対抗競技の体育となつて、健康のための体育、国防のための体育、生産のための体育とはならない。体育も体育のために行はれて生活のために活かされない。このやうな体育によつて、スポーツを愛好する人間はできても、健康と体位の向上はほとんど望まれない。かくして文化至上主義の教育をうけた青年は、科学を論じ文学を解しスポーツを好み、豊かな文化的教養を誇つてゐるが、一般に不健康で、薄志弱行で、生活に必要な具体知と実地の修練とを欠き、勤労を忌み、労働をさげすみ、国防に必要な訓練をもちあはせてゐない。これがいはゆる文化至上主義教育なるもの、姿であつて、近代教育の一大弊風を遺憾なく暴露したものと
いへよう。⁽¹⁹⁾

現実的実用性に重きを置く倉澤にとつて、「錬成」における身体的実践内容のうち、記録向上や競技性が「前景化しがちな」スポーツとしての「体育」は、それ自体の「文化」性に留まる

価値しかない、克服すべき近代教育の弊風である「文化至上主義教育」の最たるもの、総力戦下における衛生や健康、国防、生産、生活、勤労のためには活かされない、実際に役立たないと断ぜられるものでしかなかつた。それ故に倉澤は、「もとより皇国民としての精神および体力の建設は、国民教育の基底として必須であり、そのための基礎的錬成はいふまでもなく緊要である。しかし、この基礎的錬成の上に築かるべき国民教育は、あくまで国防の教育、生産の教育、生活の教育の三点を中核として、重点的に、かつ自覚的に建設せられるのでなければならぬ」として、「正しくは国民錬成の全過程が、国防と生産と生活とをめざしての、心身一体・知行一如の修練であるのだからなければならない」とも説いた。⁽²⁰⁾

また、倉澤は、「体育運動」などの身体的実践内容を含む諸訓練の著しい範囲拡大に対して、「行事の過多」は機械化に、「訓練の煩瑣化」は総花化に陥るとして重点主義による簡素強力を求めるなど、極めて合理主義的な見解を示した。

なほ、すでにこれに先んじて、「錬成」の身体的実践内容の形骸化を懸念する声も上がつてゐた。例へば、昭和十八年十月末に発行された、文部省教学局長近藤壽治が司会を務めた座談会の記録では、金鶏学院長の安岡正篤が、「今日の世上に行はれてゐる錬成といふものは多分に又本来あるべき道から外れて」をり、座禪や禊、「むやみに健民とか何とかいつて」体操や駆足をさせるやうな「不自然な奇矯なもの」が多いため、「常識化して穏当なものにしなければこれが聽て（錬成が）何時の間にか又廢れてしまふ」と苦言を呈してゐた。⁽²¹⁾

斯様に、「錬成」の身体的実践のうち、スポーツ的競技性や

非実用的・非日常的な内容に対する批判が高まつてゐる時期に、最後の第十四回明治神宮国民錬成大会は行はれたのである。

三 明治神宮大会の展開と「錬成」

(一)「錬成」使用の嚆矢

昭和十二年七月七日の「盧溝橋事件」に端を発した「北支事変」は、華北から上海附近へと戦火が拡大し、九月二日には「支那事変」へと改称、宣戦布告無き全面戦争と化した。²³⁾かかる動きと並行して国内では、同年八月二十四日に「国民精神総動員実施要綱」が閣議決定され、今次事変の難局を打開するための「国民精神総動員運動」も開始された。²⁴⁾

また、第一次近衛文麿内閣は昭和十三年一月十一日、内務省衛生局・社会局や通信省簡易保険局などを統合して「厚生省」を設立し、文部省から学校以外の「体育運動」に関する事項も厚生省体力局（体育課を含む）に移管された。²⁵⁾

未だ民間団体「明治神宮体育会」が主催する第九回大会は、「戦時体制下に於ける明治神宮体育大会」として、「主催者側も、参加者側も、共にその期待を裏切ることなきやう一層の自重」が求められるとともに、「時恰も国民精神総動員運動と呼応して厳肅の裡に挙行された」のである。²⁶⁾

昭和十二年九月二十三日より二十六日までが水上競技の第一期、同年十月二十八日より十一月四日までが一般競技の第二期、翌昭和十三年一月二十六日より三十日までがスケート、同年二月十七日より二十日までがスキートの第三期として開催された。²⁷⁾

十月二十八日には明治神宮で祈願文を奉り護国祈願を行った

が、同日の開会式における総裁賀陽宮恒憲王令旨では「平素ヨリ鍛錬セル心身」に触れられてゐた。²⁸⁾また、明治神宮体育会会長（明治神宮宮司）有馬良橘の式辞及び祝辞や選手代表宣誓、近衛文麿首相や木戸幸一文相、馬場鑓一内相、大日本体育協会副会長平沼亮三の祝辞では、「国民体位」や「体育運動」の向上、「競技」（運動競技）、「心身鍛錬」（心身一如ノ鍛錬）、「日本体育」（国民体育、体育）、「運動精神」などの語が散見され、非常時局に鑑み、「国民精神」や「皇道精神」の強調があり、「銃後国民（青年）」などにも言及された。²⁹⁾

注目すべきは、昭和十三年一月二十六日のスケート競技開会式における祝辞である。当時木戸幸一は厚生・文部両大臣を兼任してゐたため、それぞれ祝辞を用意してゐたが、厚相の際は「平素修練ノ技術ヲ發揮シテ」、文相の際は「心身ヲ鍛錬シ以テ豪毅果敢ナル氣宇ト剛健不屈ノ体力トヲ錬成スル所」と述べてをり、さらには二月十七日のスキー競技開会式もスケート競技開会式の祝辞とほぼ同内容の文言であつて、厚相の際は「修練」、文相の際は「錬成」の語を使用してゐる。³⁰⁾これは、明治神宮大会の式辞において、昭和十、十一年の第八回大会や第九回大会の第二期（秋季）までは見受けられなかつた「錬成」の語が用ゐられた嚆矢であつた（但し、「修養」や「鍛錬」、「修練」、「錬磨」などの表現はそれまでの大会式辞でも頻繁に使用されてゐた）。³¹⁾なぜこの時点で文部省が「錬成」の語を持ち込んだのかは不明だが、結果的にこの語が使用されたのは、厚生省開設直後に行はれた、最後の明治神宮体育会主催「体育大会」第三期（冬季）の出来事であつた。

この時点までに学校教育を所管する文部省内では「錬成」の

語が定着してゐたのに対し、昭和十三年一月十一日に設置されたばかりの厚生省内では未だ馴染みのない語であつたために使用されなかつたのではないか。それを裏付けるやうに、同十七年十一月当時の文部次官菊池豊三郎は、「文部省におきましては「錬成」とか「国民錬成」といふことを申すやうになりましたのは、已にもう十年も昔になるのであります。それは昭和八年の頃、学生の思想調査等のことから教育的改善の方途が研究討議せられた時分のことでありまして、その後教学刷新評議会が設置せられ、更に近くは教育審議会が開かれるに及んで、その意味が益々深められて参つた」と回顧してゐる。

第九回大会は、大会役員二、六三八人、二十三種目の競技（陸上競技、庭球、漕艇、蹴球、ホッケー、馬術、水上競技、排球、籠球、ラグビー、卓球、体操、剣道、弓道、射撃、野球、相撲、拳闘、柔道、ヨット、自転車〔準参加〕、スキー、スケート）に一二、九九八人、「合同体操」に一〇、一一五人の合計二三、一一三人の選手が出場したが、報告書には、「事変下」のためグライダー競技中止や陸海軍現役軍人の参加見合はせがあつたものの、①政府の補助金が従来の一万円から三万円に増額されて入場料を全廃したこと、②地方青年団選手の出場が従来よりも多かつたこと、③役員・選手全員（冬季競技除く）が打ち揃つて明治神宮神前に詣でて戦勝祈願を行ひ、今回は特に厳肅なる閉会式を挙行したこと、④自転車、送球（ハンドボール、「陸上競技」の一部として参加）、重量挙げ（「体操」の一部として参加）等の新種目が行はれたことが特筆された。

大会後には、「今度の神宮競技こそこれまで催されたもの、うちで一番意義のあるものでなからうか？」や「明治神宮大会

は今回の大会において、その国民的体育大会たる本来の使命に向つて極めて大きく一步を進めた」と高評価を受ける一方、運動種目の改廃刷新が課題として挙げられ、「徒らにオリンピック競技種目への追従のみをこと、せず、わが国独自の運動種目、もしくはいはゆる「国防スポーツ」といふが如きものをも大いに採用することに心掛けるべき」との提案もなされた。

明治神宮大会は、「支那事変」前後より次第にスポーツ競技種目の整理・縮小とともに武道や国防競技、集団体操の重視へと傾いて行くことが高嶋航より指摘されてゐる。しかし、この段階では未だ斯様な方向性は萌芽段階に留まつてゐた。

（二）「明治神宮国民体育大会」で使用された「錬成」

厚生省体力局企画課の二村忠臣は、昭和十三年一月の同省開設直後に「今後明治神宮体育大会の如きものを挙国的事業たる建前から政府主催として開催するやうにでもなれば、我が体育界も愈々国家的統制のレールに乗つて、一段とピッチを上げて進むことにならう」と述べたが、それは体育・スポーツ団体側も強く要望してゐたところであつた。

同年九月十日、明治神宮体育会会長有馬良橘は木戸幸一厚相に対し、今後「我国唯一ノ綜合体育大会ニシテ国民体育祭典」とも称すべき「明治神宮体育大会」を「体育行政中央機関」として設置された「厚生省」の主催として欲しいと申請した。これに対し厚生省は昭和十四年三月一日、体育運動審議会に諮問、同月三十日に答申を受けた上で、四月一日には有馬会長に対して同大会を移管する旨返答し、体育運動審議会答申を基礎として、明治神宮体育会の要望事項をも参酌して「第十回明治神

宮国民体育大会施行方針」を決定した。その主な方針は、「本大会は 明治天皇の御聖徳を景仰し奉る神事奉仕にして御祭神の御前に国民をして平素に於ける心身鍛錬の成果を奉納せしめ、進んで現下の難局を打開し東亜新秩序建設の礎石たるの覚悟を誓ひ奉り、真に国民精神総動員の具現たらしむると共に一年を通じ我国に於ける体育の中心行事たらしむること」、「国民体育の国家的意義を強調し、全国民をして体育に對する関心を深からしむると共に全国民参加の下に体育実践の機会たらしむること」、「体育式典を重んじ体育行進の実施及優秀者の表彰等を加へ之を莊嚴に行ひ国民的感激の顯現たらしむると共に大会を通じ国民的訓練の機会たらしむること」であつた。

また、中央大会のみならず全国市町村に互る体育大会（地方大会）を開催することとした上で、中央大会の「演技」は二十四種目（剣道、柔道、弓道、相撲、国防競技、集団体操、陸上競技、蹴球、ラ式蹴球（ラグビー）、野球、排球、籠球、漕艇、庭球、ホッケー、馬術、射撃、体操、卓球、ヨット、自転車、水泳、スキー、スケート）とし、武道（剣道、柔道、弓道）や相撲、国防競技、集団体操は優先順位が高い種目と位置付けられ、「各道府県をして予選又は推薦に依り選出せしめたる優秀者を以て之を行はしめ」ることとなつた。「集団体操」の重要視とともに、府県対抗（中等学校之部、青年学校之部）「国防競技」（牽引競走、榴弾投擲突撃、障碍通過、土囊運搬競走、行軍競走）の初開催が目を惹く。

厚生省体力局の説明に拠れば、「剣道、柔道、弓道の如き日本精神錬成に特に密接なる関係を有する武道諸種目を特に盛大に行ふこと、開会式閉会式等の式典を最も嚴肅莊重に行ひ深き

国民的感激の顯現たらしめ様として居ること、或は又宿舍を統制し宿営訓練を嚴格に実施せんとして居ること等」は、「本大会の精神的意義」を顯揚するための方法である。^④また、「国民体育の本義に鑑み、体育運動を国家的就中国防的見地より検討して、種目の取捨、規模の大小の決定等」を行ひ、「日本精神の錬成に特に貢献多き競技、国防的競技或は団結精神を特に昂揚せしむるが如き競技若は競技方法」を数多く採用したが、それは「武道種目並に銃劍術の拡張、国防競技並に青年団陸上競技（武装せずして国防競技同様の競技を為す）の新設、青年団の潜水運搬継泳、在郷軍人の防毒面を着装した射撃、中等学校並に青年学校生徒の武装した団体行軍自転車競走等」であつた。

さらに、「本大会を国民挙つて参加する国家的大体育祭典たらしめることに依つて、全国民をして体育を實踐し且つ国民体育の本義を体得する一つの機会たらしめ様として居ること」に意を用ゐてゐるのは、「日本人にとつて、体育は強き日本国民た

るべく自己錬成の手段である」からであると言ふ。かくて厚生省主催「第十回明治神宮国民体育大会」は開催され、昭和十四年十一月二日には昭和天皇の行幸を仰いだ。^⑤総裁秩父宮雍仁親王令旨に「行幸ノ光荣ヲ賜ハルハ一二国民体育ノ向上ニ対スル 聖慮」とある如く大会目的が鮮明にされたが、十月二十九日の「秋季大会之部」開会式における小原直厚生大臣（第十回明治神宮国民体育大会会長）の式辞では「今や我が国ハ曠古ノ大業ノ完成途上ニアリ真ニ剛強ナル国民ヲ錬成スルノ必要最モ切実ナルノ時デアリマス」と語られた。^⑥

また、昭和十五年二月二日の「冬季大会之部」スケートの開会式では、吉田茂厚相の式辞（代読）で「真ニ剛強ナル国民ヲ

錬成スルノ必要最モ切実ナルノ時」と述べられてゐるほか、長野県知事富田健治の祝辞にも「平素錬成ノ成果」との文言がある⁽⁴³⁾。さらに二月八日のスキー開会式における新潟県知事君島清吉の祝辞にも「心身錬成」といふ表現が出て来る。

すでにこの時点では、「錬成」の語が厚相や知事にも馴染み深くなつてゐた。しかし、式辞で未だ使用されてゐる「鍛錬」「錬磨」と「錬成」とを比べても殆ど類似表現にしか見えず、また、厚相が代はつても「真ニ剛強ナル国民ヲ錬成スルノ必要最モ切実ナルノ時」といふフレーズが繰り返されてゐる。

第十回大会は、厚生省体育局長を頂点とする事務分掌（総務部、式典部、情報部、施設部、演技部）、開催費二十五万円の予算で行はれ、「監督者」（二、五九一人）と「演技者」（四一、九三八人）合計四四、五二九人が参加した⁽⁴⁴⁾。

第九回大会と第十回大会の報告書を比較すると、「競技」から「演技」へと表記が変更されてゐる。但し、種目の並びなどに違ひはあるが、実質的にはスポーツ競技種目が大部分を占めてゐたことには変はりはない。体育運動審議会の答申段階では「演技」と表現されてゐたが、その理由は不明である。ただ、同時に東京市主事の磯村英一が、歴史上の武事・歌舞・雑伎に互る「日本民族の慰楽」としての「厚生運動的演技」と明治維新以降に欧米文化として渡来した「近代のスポーツ」としての「近代運動競技」を紹介した上で、「この秋こそ国民体位の向上と運動競技の方法とが厚生運動精神に於て融合さるべき」と論じてゐることは示唆的である。「演技」なる語は「競技」をも含む包括的な概念として用ゐられた。

厚生省体育局は、「三日明治節当日には本大会始めての企て

たる地方大会が全国津々浦々各市区町村に於て中央大会に呼応し開催せられた全国一斉体操は後（引用者註・午）前十一時を期して外苑競技場よりの中継放送によりて各会場に於て実施せられ全国数百万数千万の国民は挙つて明治の佳節を奉祝し体育による国家総動員の実を示した」と振り返つた⁽⁴⁵⁾。しかし、不慣れた厚生省による運動競技団体への連絡不行き届きやスケジュール管理の杜撰さ、中央大会の会場分散状況、主会場の明治神宮外苑競技場以外の施設不備などが次々指摘された⁽⁴⁶⁾。

それでも大会委員の野口源三郎は、「神宮国民大会はとまれ成功であつた。其の中特に挙げて見たいのは外来スポーツの再認識されたことである。事変の発端の頃は外来スポーツ排撃の声が相当大であつた。ところが神宮大会で固来のもと同様或はそれ以上秩序整然と行はれた為に、排撃の気分が殆ど見られなかつた様である」と述べ、「惟ふに我が国現在の文化は殆どすべてが外来の文化材に依つて培はれたものではなかつたか。早い話が軍人の服装にしたところで武器だつて左様ではないか。所謂の大和魂の特質は外来文化を克く消化して本当に日本のものを樹立する処にも認められると思ふ。外来スポーツの日本化、それが今度の大会に見られたのは愉快であつた」と総括した⁽⁴⁸⁾。この時点では未だ、「外来スポーツ」の意義を強調することが可能であつたのである。

四 「明治神宮国民錬成大会」への改称

(一) 定型表現として慣習化した「錬成」

昭和十五、十六年、「紀元二千六百年奉祝第十一回明治神宮国

民体育大会」が開催され、同十五年十一月一日には昭和天皇・香淳皇后の行幸啓も行はれた。⁽⁴⁹⁾

第十一回大会の施行方針は、「明治天皇の御聖徳を景仰し平素に於ける心身鍛錬の成果を奉納する神事奉仕にして国民の気魄と体力とを中外に顕揚し国民錬成の機会たると共に我体力国策の精髓を成すものなり。而して本年は紀元二千六百年に当り且明治神宮鎮座二十周年に相当するを以て之を記念する為大会を一層充実に窮り無き皇運の弥栄を奉祝すると共に万邦無比の光輝ある歴史を有する我国民の意気と感激とを發揚せる一大挙的体育大会たらしめんとす」といふものであった。⁽⁵⁰⁾

第十一回大会は、①「夏季大会」（海洋競技：八月九～十一日、水上競技：九月二十～二十三日）、②「秋季大会」（十月二十七日～十一月三日）、③「奉祝継走」（十月初旬～二十七日）、④「宮崎、畝傍間駅伝競走」（宮崎神宮―榎原神宮、十一月下旬約十日間）、⑤「冬季大会」（昭和十六年二月四～九日）で構成され、「演技種目」が二十八種目（剣道、銃剣道、柔道、弓道、相撲、騎道、射撃、国防競技、集団体操、陸上競技、蹴球、ラグビー、蹴球、野球、排球、籠球、漕艇、硬式庭球、軟式庭球、ホッケー、体操競技、卓球、自転車、送球、重量拳、海洋競技、水上競技、スキー、スケート）、「特別行事」として奉祝継走、宮崎畝傍駅伝競走、体育運動功労者（磯貝一、高野佐三郎、永井道明、平沼亮三、末広巖太郎）表彰が行はれた。予算額は三十万円、参加人数は合計四四、五二九人であった。⁽⁵¹⁾

夏季大会（海洋競技、水上競技の二回）の開会式における安井英二厚相の式辞、秋季大会開会式における金光庸夫厚相の式辞はいづれも「旺盛ナル士氣ト剛健ナル身体トヲ錬成」と述べ

てゐた。第十回大会同様、厚相が更迭されても、大会ごとに設定された同じフレーズが繰り返されてゐるやうに、最早定型表現が慣習化してゐることは否めない。

もともと文部省関係者が使用し始めた「錬成」の語は、主に明治神宮大会を通して厚生省関係者にも浸透したといへるが、その使用は同大会に特段の新風を吹き込むものではなかつた。総力戦体制下の日本社会において「錬成」といふ語が日常化し、徐々に人口に膾炙していく中で、「鍛錬」や「錬磨」などの類似定型表現の一つとして新たに加へられたに過ぎない面がある。それは、第十一回大会において特に「錬成」が強調された訳では無かつたことから窺へる。金光厚相は「宮崎畝傍駅伝競走」や冬季大会で「錬成」の語を使用もしなかつた。その替はり選手宣誓や会長式辞・挨拶で多用されたのは、厚生省が打ち出した大会標語の「真摯敢闘」であつた。⁽⁵²⁾

続く第十二回大会は、一旦開催中止が決定された。昭和十六年七月に行はれた「関東軍特種演習」と呼ばれる軍事演習（実際は対ソ連開戦を見据ゑ秘密裡に行はれた満洲の関東軍への大動員）の煽りを受け、同月十一日に文部次官より各学校長に対し、時局下鉄道輸送の輻輳状況を理由に「今夏ニ於ケル全国的又ハ数道府県に亘ル体育大会、講習会及其ノ他ノ会合ハ当分ノ間之ヲ延期シ再開ニ付指示ナキトキハ之ヲ中止スヘキコト」が要請された。⁽⁵³⁾ この措置により全国の各種スポーツ競技大会が中止を余儀なくされ、影響は明治神宮大会にも及んだ。

昭和十六年八月一日に設置された厚生省人口局（体錬課を含む）の武井群嗣人口局長は、「嘗て極東選手権競技大会に日本代表選手として出場し、後大日本蹴球協会を創設した体験から、

時局下体育運動を一層活潑化する必要を痛感した私は、人口局設置前既に開催中止と決定済の神宮体育大会を、万難を排して復活実施する決意を固め、大臣を始め陸軍、文部、鉄道その他関係官庁を歴訪して協力を要請した結果、幸に情勢好転して、これを断行し得ることとなつた」と回顧してゐる。⁽⁵⁴⁾

かくて開催が決定した同大会の施行方針は、「明治天皇の御聖徳を仰景し平素に於ける心身鍛錬の成果を奉納する神事奉仕にして皇国民の気魄と体力とを中外に顕揚し国民錬成の機会たと共に世界的変革期に際し総力を挙げて大東亜共栄圏の建設に邁進せる時挙行せらるゝ本大会に於ては特に体育の国家的意義の発揚を旨とし愈々熾んに剛強真摯なる国民的意気と訓練の実を昂揚せしめ真に高度国防国家の要請に即応したる挙国的大体育祭典たらしめんとす」といふものであつた。⁽⁵⁵⁾

その中央大会は、夏季大会（海洋競技と水上競技の二種目）が昭和十六年九月二十二、二十三日の二日間、秋季大会（二十一種目）が十月三十一日から十一月三日までの四日間、冬季大会（二種目）が昭和十七年一月二十四、二十五日の二日間（スケート）と二月六、八日の三日間（スキー）の日程で開催された。夏季大会は当初八月挙行予定が突如延期されて九月開催となり、出場選手中（在外邦人も含む）、男子青年（数へ年十五、二十五歳）は基礎体力を重視し、「体力章検定」（甲級）合格者のみに限定、種目変更（ホッケー、卓球、送球、重量挙げ競技が中止、滑空訓練が正式種目として認められ、行軍訓練が追加）、輸送関係の輻輳を理由とする極度の参加人員制限（前年に比して約半数近い減少）、期日短縮を余儀なくされた。⁽⁵⁶⁾

因みに体力章検定とは、厚生省体力局が昭和十四年に創設し

た、徴兵適齢者たる男子青年層を対象とする全国一斉実施の運動能力テストで、「国家が国民に要求する一定の体力標準」に合格した者に「体力章」を授与する制度であつた。⁽⁵⁷⁾

第十二回大会の種目は、夏季大会（海洋競技、水上競技）、秋季大会（剣道、銃剣道、柔道、弓道、相撲、騎道、射撃、国防競技、行軍訓練、滑空訓練、集団体操、陸上競技、蹴球、ラグビー蹴球、野球、排球、籠球、漕艇、庭球、体操競技、自転車）、冬季大会（水上競技、スキー）であつた。⁽⁵⁸⁾

第十二回大会の報告書から参加者数を確認すると、一般（男子四、九九八人、女子七九一人）、産業従業者（男子一、四〇一人、女子一、六七〇人）、青少年団（一、〇八五人）、警察官・警防団（二五五人）、教員（八一一人）、大学・高等学校・専門学校生（四、〇四一人）、中等学校生（男子四、〇六八人、女子二、五九八人）、現役軍人（九一〇人）、在郷軍人（六六六人）、青年学校（一、〇八八人）、その他（一一、一五八人）、「演練部役員」（三、六〇〇人）の計三九、〇四〇人となつてゐる。⁽⁵⁹⁾ 参加人員制限があつたため、前回の第十一回大会の五八、一一五人、第十回大会の四四、五二九人には及んでゐない（但し、参加者の所属を細かに分けて詳細に人数を示してゐる参加人員調は、第十一、十二回大会の報告書に留まる⁽⁶⁰⁾）。もちろん各種目によつて選手の選出方法や競技内容の設定に特色がある故、各層の参加者が均等に配分されてゐる訳ではないが、大会全体で見ると、当然選手の大部分はそれなりのアスリートであることを前提として、男女間はず非常に幅広い年齢層や多種多様な所属先から参加してゐることが窺へる（但し、例へば第十二回大会では若男女二万七千五百人が参加した集団体操は競技性を伴ふもの

ではない。

夏季大会の開会式・閉会式の式辞では、大会会長の小泉親彦厚相によつて「国民ノ体力と精神力トノ錬成」や「意気ト体力ヲ益々錬成シ」といふ言葉が使はれ、秋季大会開会式では小泉厚相のみならず、大会名誉会長の東條英機首相も「基礎的体力ノ錬成」といふフレーズを使用した⁽⁶⁴⁾。さらには冬季大会の小泉厚相の式辞も同様であつた。

厚生省体育官の加藤橋夫は同大会秋季大会を顧み、「体力奉公」といふ標語を設定して全国に「国民体力錬成運動」を展開し、十一月三日に全国各市町村で地方大会を開催せしめたことによつて、本大会はその意義を全うしたと総括した⁽⁶⁵⁾。

(二) 「健民錬成」と「居常錬成」

昭和十七年の第十三回大会では、「明治神宮国民錬成大会」と改称された⁽⁶⁶⁾。その実施方針は、(一) 皇国精神の涵養に努めること、(二) 基礎体力の錬成と国防技能の修練を目標とすること、(三) 国民を対象とし平素の心身錬成に重点を置くこと、(四) 地方に於ける行事に重点を置くこと、(五) 中央大会には大東亜共栄圏より広く邦人を参加せしめることにあつた⁽⁶⁷⁾。また、「今次大会に於ては、特に国民の居常錬成と密接な関連の下に置き、之が為特に地方の行事を重んじた」ことから、大会の構成を(一) 鍛錬会(市区町村及び単位団体ごと)に夏季・心身鍛錬運動を行ひ、成績優秀者を表彰、(二) 道府県大会(中央奉納大会の予選会として道府県主催で行ふ総合大会)、(三) 奉納会(①中央奉納会〔夏・秋・冬季に分けた政府主催の中央大会〕、②地方奉納会〔十一月三日に市区町村で行ひ、全国一斉体操な

どを伴ふ地方大会)に再編した⁽⁶⁸⁾。

中央奉納会は、夏季大会(水上競技、海洋競技)が八月二十八〜三十日の三日間、秋季大会(二十二種目)が十月二十九〜十一月三日の六日間、冬季大会が昭和十八年一月二十二〜二十四日の三日間(氷上競技)、二月四〜七日の四日間(スキー)の日程で開催され、十一月二日には昭和天皇・香淳皇后の行幸啓も行はれた⁽⁶⁹⁾。また、青少年団陸上競技に「体力章検定競技」(懸垂屈臂、走巾跳、重量運搬、手榴弾投、百米、二千米の総合得点)、戦場運動に「総合戦技」(野外総合、水泳、射撃道、銃剣道の総合成績)、射撃道の大学高専対抗競技に「行軍射撃道銃剣道総合訓練」など、「新しく戦技的技能的の錬磨を目的とする種目を設け、或は戦技武道の種目の参加人員を増し、或は演練方法に改定を加ふ等種々の変化」が見られた⁽⁷⁰⁾。

種目は、剣道、柔道、弓道、銃剣道、射撃道、相撲、騎道、戦場運動、滑空訓練、行軍訓練、集団体操、陸上競技、蹴球、ラグビー蹴球、野球、排球、籠球、漕艇、硬式庭球、軟式庭球、体操競技、自転車、海洋競技、水上競技、スキー、氷上競技であつた⁽⁷¹⁾。今回の「国民錬成大会」より、「国民体育大会」時代の「演技」といふ表記ではなく、専ら軍事用語として使はれた「演練」なる表現が用ゐられるやうになるが(厳密に言へば第十二回大会の報告書に登場してゐる)、実際には戦場に資する種目のみならず、欧米由来の各種球技も含まれるなど、その内実は未だ「スポーツ競技」を多く含むものであつた。

なほ、同大会の夏季・秋季大会における小泉親彦厚相の開会式式辞では、「健民」なる語が盛んに使用され、「健民錬成」といふ標語も秋季大会ポスターなどで掲げられた⁽⁷²⁾。

昭和十六年七月十八日成立の第三次近衛文麿内閣に入閣した小泉親彦厚相は、同年十月十八日成立の東條英機内閣でも留任し、「健兵健民」政策として知られる戦時下の厚生行政を強力に推進した（昭和十九年七月二十二日まで）⁽⁷⁰⁾。小泉厚相時代には、昭和十六年十一月十七日に厚生省人口局練武課設置、翌十七年三月二十一日には「武道綜合団体」の「大日本武徳会」が結成され、同年四月八日には「国民体育綜合団体」の「大日本体育会」が発会してをり（昭和十六年十二月二十四日、文部省は国民体育綜合団体の内部組織を前提とする「大日本学徒体育振興会」を設立）、「新体制」としての政府の外廓団体化といふ武道界・スポーツ界の戦時（総力戦）体制が形成された⁽⁷¹⁾。

厚生省主導の大日本体育会、文部省主導の大日本学徒体育振興会は、前者が後者を包摂する関係にあつたが、興味深いのは、「両団体が設立されて以来、最初の神宮大会である今秋の大会の内容が、従来の学徒中心から一般産業人へと転化しつゝ、ある傾向が見られる」ため、学徒は夏期休暇に全国的大会を開催してゐるが、「今後両者が不即不離の立場に於て進んでこそ我が国の体育運動界の円満な発達が期せられる」と指摘されてゐることである⁽⁷²⁾。両者間には未だ相当の径庭があつた。

また、昭和十七年四月より、厚生省では「大東亜戦争完遂のために、皇国民族永遠の若さと健かさを保つて行かうといふ運動」である「健民運動」（同年五月一〜八日が強調期間）を展開し、徹底事項として「体力の錬成」も掲げてゐた⁽⁷³⁾。

同年十一月に小泉厚相は、「総力戦の基底をなすものは「人」である。大東亜戦争に完勝し、大東亜建設の必成を期する為には皇国民族の増強を図ることが第一義である。そこに政府が声

を大にして銃後国民に対し「健民錬成」を説く所以がある」と説き起こし、第十三回大会開催に関連して「健民運動」の実践目標「体力の錬成」についての所感を述べた⁽⁷⁴⁾。「国民錬成」と改称した今大会は、「健民錬成」に即応した内容に改編し、中央大会に呼応した全国各市町村や各戦域・地域を単位とした各種錬成会を開いて「全国国民錬成」を目指したが、「この大会は一部代表選士のみの大会でもなければ、また単に競技本位に実施するものでもなく、全国民が「健民」をめざして平素の錬成したその成果を明治神宮の大前に捧げまつるもの」であり、老幼男女がそれぞれの体力に適応した「体練」を実践する「日常生活即錬成」といふ観念を小泉は打ち出してゐる。

次の第十四回大会は、昭和十八年六月五日に厚生省が「戦局の重大化に伴ひ地方から多数の選士を中央に動員することは生産力、輸送力等に影響を及ぼすことと少くないので目下開催の是非につき関係各省と慎重協議を進めてゐる、かりに開催するに際しても大会の内容、方法などの徹底的な改正はまぬかれな⁽⁷⁵⁾い」と報じられてゐた如く、開催さへ危ぶまれてゐた。

しかし、六月二十九日に武井群嗣厚生次官から各地方長官宛に出された「第十四回明治神宮国民錬成大会ニ関スル件依命通牒」では、「大東亜戦争ノ現段階ニ当リ国民ヲシテ其ノ居住職場、学校等ニ於ケル日常鍛練ヲ実践セシメ以テ征戦生産即応ノ心身ヲ錬成セシムルノ要益々緊切ナルニ鑑ミ本年開催ノ第十四回大会ニ於テハ国民ノ決戦的士氣ヲ愈々振作シ生産戦必勝ノ体力及仇敵覆滅ノ戦技ヲ中心トシテ日常練磨ノ成果発揚ヲ期スルト共ニ地域、戦域等ノ居常実践体ニ最モ近接セル関係ニ在ル全国大会（市区町村大会）ニ重点ヲ置キ更ニ道府県大会及中央大会（夏

季、秋季、冬季大会）ヲ配シテ開催スル方針」とされたため、従来の「地方大会」を市区町村主催の「全国大会」（十一月三日）とした上で、「全市区町村民ノ参加ヲ目標トシ其ノ居常錬成、戦時訓練、厚生遊戯等及全国一斉体操ノ奉納演練ヲ行フ」こととなつた。⁽⁷⁶⁾ かかる大会方針は、厚生省の昭和十八年度「健民強兵施策」における「国民心身錬成」方策の一環として位置付けられたものであつた。⁽⁷⁷⁾

結局第十四回大会では、中央大会のうち、従来通りのスポーツ競技的内容（水泳、海洋競技）を有したのは夏季大会（八月二十一、二十二日）に留まり、帝都に隣接する都県の一部代表のみを集めた秋季大会（十一月七日）、職域・地域大会の一斉開催としつつも実際には中心会場である新潟県長岡市周辺からの参加しかなかつた冬季大会（昭和十九年二月二十七日）は、いづれも殆ど競技性を伴はない演練のみが行はれた。⁽⁷⁸⁾

要するに「今回は中央大会に於て従来のごとく、全国各地より代表選手を動員することを止め、帝都に隣接する都県の一部代表を集めて、銃後生産陣営の戦士を始め、居常鍛練の精鋭が実践即応の演練を公開して、総員戦闘配置の標語の下に決戦国民の闘魂を中外に誇示した」のである。⁽⁷⁹⁾ また「全国大会」は原則として十一月三日に行はれ、特に「全国一斉演練（体操）」は明治神宮外苑競技場で挙行された「東京大会渋谷区大会」会場を基点とし、ラヂオを通じて全国の会場を繋ぎ合はせて「全国健民の心を一つに結んだ」のである。⁽⁸⁰⁾

なほ、政府は、昭和十九年六月十六日に「明治神宮国民錬成大会の開催」は全面的に中止と決し、内閣情報局が「一時取止め」とすることを発表した⁽⁸¹⁾が、それは「時局下全国から一万近

い関係者を帝都に集めることは種々の事情から見合せるべきであるといふ当然の措置によるもの」とされた。⁽⁸²⁾ これにより明治神宮大会は幕を引かざるを得なくなつたのである。

(三)「国民錬成」大会へと改称された理由とその内実
 それでは、明治神宮大会の名称はなぜ「国民体育」から「国民錬成」へと改められたのか、といふ問いに立ち返らう。

第十三回大会秋季大会直前の厚生省による説明では、「深刻な内外の状況の推移と、それを背景とした国民の真摯な体育の本義追究とは、遂に、体育に「体育」の語で以て包摂しきれない深い内容を付与するやうになり、大東亜戦下に体育といふ概念は、一つの大きな飛躍を要望されることになつた」ことから、「私ども日本人にとつて体育は、いはゆる練武であり、それは「体育の本義に対する国民的自覚によつて、今やそれは「国民錬成」の語を以て表現する方が一層適切」とし、同大会秋季大会期間中に並行して行ふ「健民運動秋季国民錬成」（明治神宮大会地方大会と職場や青少年団の各種錬成大会）の方針を打ち出した。⁽⁸³⁾ これに拠れば、大会名称を「国民体育」から「国民錬成」へと改めたのは、決戦下における「国民体育」概念の拡張に基づき、全国民を対象とした「体育」即「練武」＋「修文」＝「国民錬成」といふ認識によるものであつた。

次いで、「国民錬成」への大会名称変更は、果たして明治神宮大会の内実を大きく変革したものであったのだろうか。

明治神宮大会の沿革を振り返つた厚生省体育官加藤橘夫は、最後の「体育大会」である第九回大会までは「その内容は殆ん

「運動競技」であつたが、「国民体育大会」以降、「一部選手の競技より脱却して、真に国民に根を下ろした」と評価した上で、「国民錬成大会」への改称は「戦時下に於ける心身の鍛練は、単に体育と云ふが如き生易しい言葉では居られなくなつた」故に当然のことであり、「従来のスポーツの内容は著しく検討が加へられ、真に基礎体力の錬磨と戦技技能の錬成へ向けられた訳である」と述べてゐる。⁽⁸³⁾ 彼は、一部選手によるスポーツ競技が前景化した「英雄主義」の大会から、「体育の日常生活化」に基づく国民全般が広範囲に参加する挙国的大会へと移行した画期を厚生省主催「国民体育大会」に見出してゐた。それ故、この新たな展開は「国民錬成大会」より前に生じてゐる。

また、第十三回大会直前、東京日日新聞体育部長の辻修二は、「名も明治神宮国民錬成大会と改められて、純粹の体育競技大会的性格に一大修正を加へ、真に戦時大会としての面目を遺憾なく發揮して、国民錬成の大道を邁進することになつた」とし、改称の所以も実施方針に尽きるだらうと述べる一方、「内容的にはどれ程の飛躍改編がなされたかは、今後に俟つほかないとしても、大会の主要部分を占めるものが体育としての運動競技であることに変りはない。だから真に錬成大会の名に相応はしいものたらしめるには、参加者の心構え（引用者註・へ）と実施方法の如何といふことが大切になつて来る」とも指摘した。⁽⁸⁴⁾ さらに辻は、地方奉納会や「国民に対する常時錬成の生活を普遍化すること」に繋がる長期に亘る鍛錬会の効果に期待を寄せ、「体育錬成を有閑時とする不心得ものは最早やあるまいが、神宮大会の本体を所謂スポーツ大会と考へる連中はまだく多いから、主催者が大会の真義闡明に努力するばかりでなく、健民

運動を鼓吹する（引用者註・大政）翼賛会あたりでも、積極的に国民によびかけて、神宮大会を機会に、体育と錬成生活の認識を、一般に深めさせる要がある」と論じた。辻は、「明治神宮国民錬成大会」でも、その主要部分は「運動競技」のままと捉へ、「純粹の体育競技大会的性格」や「スポーツ大会」といふ面が除去されたとは考へてゐなかつた。

第十三回大会については、「郷土の榮譽を担つて本大会に出場する銃後四万七千名選士の逞しくも強き意気と体力はもつて銃後一億、健民錬成」に通ずるものでなくてはならない。即ち本大会は従来行はれた如き府県代表選士のみのものでなく、銃後一億国民の錬成をも併せて神宮の大前に捧げまつることに於て一層の深い意義を見出すのである」と評価する向きがある一方、「厚生省主催の明治神宮国民錬成大会に於ても、外来スポーツが多く占めた事も考へるべきである。現下種目は戦争貫遂に直接関係あるものこそ望ましいのではないか」と開催種目の不徹底さを批判する者もゐた。⁽⁸⁵⁾ つまり「国民体育」から「国民錬成」への看板掛け直しに伴ひ、銃後「全国民」による「健民錬成」と「居常錬成」の意義は強調されたが、種目内容について抜本的変革がなされたとは言へなかつた。

第十四回大会も、昭和十八年九月十一日段階では、「中央大会」において従来通りのスポーツ競技をも含む「演練」（剣道、柔道、弓道、銃剣道、射撃道、綜合戦技、相撲、騎道、滑空訓練、行軍訓練、陸上戦技、集団訓練、蹴球、闘球（ラグビー）、排球、籠球、漕艇、庭球、体操競技、自転車）を行ふ予定であつたが、同月二十三日の東條英機首相による全国民に対して戦闘配置に就くべきといふ要請に応へて国内は全て決戦態勢へと切り換へ

られる中で、明治神宮大会も即応し、十月十五日には開催日を一日のみとするなどの方針転換がなされた。結局、戦局悪化により実際には夏季しか競技は出来ず、秋季と冬季は競技性を伴はない演練のみとなったのである。また、各地の「全国大会」においては、確かに体操や戦技と密接な種目（武道やスキーなど）が優先されたが、その実施報告の中には、例へば、茨城県では蹴球、神奈川県では庭球、籠球、排球、卓球、野球等の実施が記されてゐるやうに、球技をはじめとする欧米スポーツ競技や「遊戯」を組み込んだ地域も散見される。

結果的に平生の鍛錬成果を披露する「健民・居常錬成」が殆どを占める大会とはなつたものの、結局最後の大会でもスポーツ競技的性格は払拭出来なかつたのである。

五 むすび

本稿では、総力戦体制下における明治神宮大会の内実を再検討するため、当時の鍵語「錬成」に着目し、論述してきた。

明治神宮大会の式辞において、「錬成」の語は、昭和十一年の第九回大会の第二期（秋季）までは見受けられなかつたが、民間団体明治神宮体育会主催の「明治神宮体育大会」末期となる翌十二年一月の同大会第三期（冬季）から使はれ始め、厚生省主催となつた同十四年以降の「明治神宮国民体育大会」時代には、定型表現として慣習化した使用法ではあつたが存在感を示し続けて定着し、同十七年には、遂に「明治神宮国民錬成大会」と大会名称に冠されるほど前景化するに至つた。

また、大会名称を「国民体育」から「国民錬成」に改めた理

由は、決戦下における「国民体育」概念の拡張に基づき、国民を対象とした〈「体育」即「練武」+「修文」〓「国民錬成」〉といふ認識によると厚生省は説明してゐた。

しかし、この名称変更を画期として明治神宮大会の内実が大きく変革された訳では無かつた。スター選手の活躍に頼つてスポーツ的競技性を前面に打ち出す大会から、日常生活に重点を置いた体育が強調され、国民全般が広範囲に参加する挙国的大会へと移行するといふ大きな転換は、すでに厚生省が主催を始めた「明治神宮国民体育大会」時代に生じてゐた。

本稿冒頭で紹介した高嶋航の如く、先行研究では専ら、総力戦体制下において「錬成」の語が前景化するに反比例してスポーツの排除が進められたことを強調してきた。戦時体制が強化されるにつれ、英米的価値観を代表するとされたスポーツの実施は急激に縮小されていくため、概ねその通りではある。しかし、聊か逆説的ではあるが、明治神宮国民錬成大会の方針や実施結果を見ると、実際にはスポーツ競技性は抹殺まではされず、根強く残存し続けたことも確かであつた。

当時の厚生省は、なぜ明治神宮大会の名称にも冠されることとなつた「錬成」の名のもとで、スポーツ的競技性を払拭することが出来なかつたのだらうか。その理由はいくつか考へられるが、ここでは二点のみ指摘しておく。

一点目は、明治神宮大会において厚生省が、「錬成」概念を「体育」や「スポーツ」、「運動競技」などの意義を完全に塗り替へるほどの独自の理念として最後まで打ち出すことが出来ず、実質的にはこれらの概念を曖昧に包括する語として作用したのみで、結局「鍛錬」や「練磨」などの類似語との大きな差が示せ

なかつたことにある。確かに「国民錬成」大会となつた第十三回大会では、銃後「全国民」による「健民・居常錬成」の意義が強調されて挙国的な戦時大会の色をより濃くしたものの、スポーツ的競技の一掃には着手してゐない。また、最後の第十四回大会（秋季・冬季大会）では、スポーツ的競技性の無い演練に留まらざるを得なかつたといへ、これは戦局悪化が極まつて殆ど否応なく変更された結果であり、当初の実施方針では、種目内容の抜本的変革は考へられてはゐなかつた。

二点目は、明治神宮大会の由来に基づく、（日本的奉納競技（神前スポーツ）の近代的展開）といふ同大会の根本的性格によるものである。そもそも同大会創設に当たつて必須の前提とされた「明治神宮外苑競技場」は、神社祭祀に伴ふ奉納行事のための「馬場」（競馬場）といふ日本の文脈による神社境内の近代的展開の上に誕生した施設であるとともに、「近代オリンピック」の価値を見据へた国際的文脈に基づく近代的な体育・スポーツ施設でもあり、両文脈の結節点に位置付く奉納競技空間として造営された。さらに言へば、同大会は、夙に嘉納治五郎が提起し、内務省衛生局の官僚（山田準次郎衛生局長、湯澤三千男保健課長、氏原佐蔵技師）が具体化した総合的運動競技大会構想が、日本における「オリンピックゲーム」（古代ギリシャの神前競技である「オリムピア祭」、「オリムピヤード」に準へられた）、かつ明治天皇の神霊に対する明治神宮「神前の催し」と位置付けられた「明治神宮競技大会」（神宮競技）として結実したものであつた。要するに同大会は、その出発点から、日本的伝統と西洋的伝統を含む極めてハイブリッドな奉納競技的性格を持つが故に、当初から欧米由来のスポーツ競技と日本の

武道試合が同居してきたのである。同大会は、約二十年間の複雑な変遷の中で様々な要素が加味され、時局に応じて内容も展開してきたが、その創設由来に基づく（奉納競技）性を自らの方針で消失させてしまふことは「神宮競技」といふ根本的性格を否定することになりかねず、それは総力戦体制下の「錬成」概念を以てしても難しかつたと言はざるを得ない。

もちろん総力戦体制下、戦局が極まるにつれて、ギリ貧となり殆ど火が消えてしまつた状態に陥るスポーツ的競技性ではあつたものの、それが消極的ながらも明治神宮大会に残存してきた意義について、十四回に互る同大会の複雑な歩みから改めて丁寧に関ひ直していく作業も今後必要ではないだらうか。

註

- (1) 明治神宮大会の先行研究は、藤田大誠「明治神宮大会の展開と満洲スポーツ界」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第一七号、令和五年）に詳しい。因みに大正十四年、内務省と文部省との間で体育と運動競技の所管をめぐる権限争ひが表面化したのが、社会体育を管掌する内務省に対し学校体育を握る文部省が同十五年六月に出したために「神宮競技問題」が勃発、結局第三回大会は、「明治神宮競技大会」（内務省衛生局主催）から「明治神宮体育大会」（民間運動競技者の連合体である明治神宮体育会主催）へと主催と大会名称を変更するに至つた。大会創設から第三回大会までの変遷については、藤田大誠「明治神宮競技大会創設と神宮球場建設に関する一考察―内務省衛生局と学生野球界の動向を中心に―」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第九号、平成二十七年）、同「神宮競技問題」の推移と「明治神宮体育大会」の成立」（『國學院大學人間開発学研究』第六号、平成二十七年）が詳述してゐる。
- (2) 高嶋航「帝国日本とスポーツ」（『塙書房』平成二十四年）七、八頁。
- (3) 教育史学会編『教育史研究の最前線』（日本図書センター、平成十九年）第九章「身体と教育」。

- (4) 寺崎昌男・戦時下教育研究会編『総力戦体制と教育―皇国民「錬成」の理念と実践―』（東京大学出版会、昭和六十二年）序章「総力戦と錬成」（清水康幸・斎藤利彦執筆）二頁。教育勅語の「斯ノ道」「皇国ノ道」については、高橋陽一『共通教化と教育勅語』（東京大学出版会、平成三十一年）第十二章「皇国ノ道」概念の機能と矛盾」を参照。
- (5) 前掲『総力戦体制と教育』序章（清水康幸執筆）五頁。
- (6) 前掲『総力戦体制と教育』序章（清水康幸執筆）二、一五―二〇頁。
- (7) 文部省編『学制八十年史』（大蔵省印刷局、昭和二十九年）三四六頁。
- (8) 日本放送協会編『文部省国民学校教則案説明要領及解説』（日本放送出版協会、昭和十五年）。
- (9) 中野善教「国民学校制度に就いて」（前掲『文部省国民学校教則案説明要領及解説』）四頁。
- (10) 倉林源四郎「国民学校教則案の総論」（前掲『文部省国民学校教則案説明要領及解説』）一〇頁。
- (11) 橋本重次郎「体錬科に就いて」（前掲『文部省国民学校教則案説明要領及解説』）六〇、六三頁。
- (12) 有川重雄「皇民錬成体錬教育の新建設」（晃文社、昭和十四年）一頁。
- (13) 岡田道一編『国民学校体育錬成・養護篇』（明治図書、昭和十六年）「はしがき」・北村直躬「学校体育に就て」。なほ、東京高等師範学校助教教授の浅井浅一は、「体錬即心錬の体験」（『国民錬成と体錬』教育科学社、昭和十八年、「序」九頁）と表現してゐる。
- (14) 栗本義彦「風土と体育錬成」（『旅』第一八巻第二号、昭和十六年）。
- (15) 栗本義彦「国土と体力錬成」（『国土と健民』第一五巻第一号、昭和十八年）。
- (16) 柳澤利喜雄「人口問題と体力錬成」（『人口問題』第五巻第四号、昭和十八年）などを参照。
- (17) 五十嵐祐宏「錬成提要」（皇国図書株式会社、昭和十九年）二二、二九頁。
- (18) 倉澤剛「総力戦教育の理論」（目黒書店、昭和十九年）二二八頁。
- (19) 前掲倉澤「総力戦教育の理論」二二四、二二五頁。
- (20) 前掲倉澤「総力戦教育の理論」三二五、三二六頁。
- (21) 前掲倉澤「総力戦教育の理論」三三〇頁。
- (22) 「学問と錬成―研究座談会―」（『日本諸学』第四号、昭和十八年）。
- (23) 白井勝美「新版 日中戦争―和平か戦線拡大か―」（中央公論新社、平成十二年）を参照。
- (24) 小松東三郎編『国民精神総動員運動』（国民精神総動員本部、昭和十五年）を参照。
- (25) 厚生省「厚生省の新設」（『週報』第六五号、昭和十三年）を参照。
- (26) 鹽谷宗雄「編輯室」（『体育と競技』第一六巻第二号、昭和十二年）、中谷重治「明治神宮体育大会集団体操を顧みて」（『体育と競技』第一六巻第二号、昭和十二年）。
- (27) 宮木昌常編『第九回明治神宮体育大会報告書』（明治神宮体育会、昭和十三年）二頁。
- (28) 前掲『第九回明治神宮体育大会報告書』六一―八頁。
- (29) 前掲『第九回明治神宮体育大会報告書』八一―四頁。
- (30) 前掲『第九回明治神宮体育大会報告書』一九―二七頁。
- (31) 第一、二回の「明治神宮競技大会報告書」（内務省衛生局、大正十四、十五年）、第三、八回の宮木昌常編『明治神宮体育大会報告書』（明治神宮体育会、昭和四、十一年）を参照。
- (32) 菊池豊三郎「皇国民錬成の眼目」（『海運報国』第二巻第一号、昭和十七年）。
- (33) 前掲『第九回明治神宮体育大会報告書』一一三、六四―六六頁。
- (34) 弘木丘太「秋爽熱戦序曲―神宮体育大会入場式―」・小笠原道生「非常時大会の成果―展示された銃後青年の意気―」（『アサヒ・スポーツ』第一五巻第二七号、昭和十二年）一〇、一一頁。
- (35) 前掲『帝国日本とスポーツ』一三一―一七〇頁。
- (36) 二村忠臣「厚生省の機構その他に就て」（『体育と競技』第一七巻第三号、昭和十三年）。
- (37) 但し、明治神宮体育会と大日本体育協会（体協）双方の副会長平沼亮三は、「何か綜合団体を組織して神宮大会をその傘下に収めよう」と体協では計画した」が自身は賛同しなかつたと述べてゐる（『スポーツ生活六十年』慶應出版社、昭和十八年、二八七―二九二頁）。
- (38) 『第十回明治神宮国民体育大会報告書』（厚生省、昭和十五年）六一―二三頁。以下の記述も同様。
- (39) 中込本治郎編『国防競技の話』（目黒書店、昭和十七年）を参照。
- (40) 厚生省体力局「第十回明治神宮国民体育大会に就て」（『内務厚生時報』第四巻第九号、昭和十四年）。以下の記述も同様。
- (41) 前掲『第十回明治神宮国民体育大会報告書』三三六頁。
- (42) 前掲『第十回明治神宮国民体育大会報告書』一、四三頁。
- (43) 前掲『第十回明治神宮国民体育大会報告書』五〇―五八頁。
- (44) 前掲『第十回明治神宮国民体育大会報告書』一〇三、一〇四、四九〇―四九三頁。
- (45) 磯村英一「厚生運動概説」（常磐書房、養和十四年）二一六―

- (46) 厚生省体力局「事変下に於ける第十回明治神宮国民体育大会」（『内務厚生時報』第四卷第一二号、昭和十四年）。
- (47) 植村陸朗「大会の成果」（アサヒ・スポーツ編『第十回明治神宮体育大会画報』朝日新聞社、昭和十四年）。本書題名には「国民」の語が脱落してゐるが、本文では「国民体育」となつてゐる。
- (48) 野口源三郎「三つの回顧」（『体育と競技』第一八卷第一二号、昭和十四年）一頁。
- (49) 『第十一回明治神宮国民体育大会報告書』（厚生省、昭和十六年）一―一八頁。
- (50) 前掲『第十一回明治神宮国民体育大会報告書』三頁。
- (51) 前掲『第十一回明治神宮国民体育大会報告書』一〇三、一〇四、六一―二頁。
- (52) アサヒ・スポーツ編『第十一回明治神宮国民体育大会画報』（朝日新聞社、昭和十五年）表紙など。
- (53) 「時局関係事項の秘匿称呼に関する件」（防衛省防衛研究所所蔵『陸軍省大日記』昭和十六年一陸満密大日記 第九冊）、一夏期各種大会旅行抑制二関スル件移牒ノ件」（国立公文書館所蔵『公文雑纂』昭和十六年・第五十六卷・文部省）。
- (54) 武井群嗣「厚生省小史―私の在勤録から―」（厚生問題研究会、昭和二十七年）八一頁。
- (55) 厚生省体力局「第十二回明治神宮国民体育大会施行方針」（『内務厚生時報』第六卷第六号、昭和十六年）。以下の記述も同様。
- (56) 加藤橋夫「第十二回明治神宮国民体育大会施行方針に就いて」（『体育日本』第一九卷第六号、昭和十六年）。
- (57) 「厚生省体力局の第一回体力章検定の実施」（『人口問題研究』第一卷第五号、昭和十五年）を参照。
- (58) 『第十二回明治神宮国民体育大会報告書』（厚生省、昭和十七年）四、五頁。
- (59) 前掲『第十二回明治神宮国民体育大会報告書』七五、七六頁。
- (60) 前掲『第十一回明治神宮国民体育大会報告書』一〇三、一〇四頁。
- (61) 前掲『第十二回明治神宮国民体育大会報告書』六一―四一頁。
- (62) 加藤橋夫「第十二回明治神宮国民体育大会を顧みて」（『体育日本』第一九卷第一二号、昭和十六年）。
- (63) 「修練めざす神宮大会」「国民錬成大会」と改めて」（『読売新聞』昭和十七年七月四日付朝刊）。
- (64) 厚生省人口局「第十三回明治神宮国民錬成大会施行方針」（『内務厚生時報』第七卷第七号、昭和十七年）。
- (65) 厚生省「第十三回明治神宮国民錬成大会開催の意義」（『体育日本』第二〇卷第九号、昭和十七年）。
- (66) 『第十三回明治神宮国民錬成大会演練計画書』（厚生省、昭和十七年）七―一〇五頁。
- (67) 『第十三回明治神宮国民錬成大会報告書』（厚生省、昭和十九年、表紙は「明治神宮国民体育大会報告書」と誤記）一六二―一六五、一九八―二〇二、二一〇―二二六頁。
- (68) 前掲『第十三回明治神宮国民錬成大会報告書』三頁。
- (69) 前掲『第十三回明治神宮国民錬成大会報告書』口絵、九、一〇、一三、一四頁。
- (70) 高岡裕之「総力戦体制と「福祉国家」―戦時日本時代の「社会改革」構想―」（岩波書店、平成二十三年）第五章「健兵健民」政策と戦時「社会国家」を参照。
- (71) 坂上康博・高岡裕之編著『幻のオリンピックとその時代―戦時期のスポーツ―都市・身体―』（青弓社、平成二十一年）を参照。
- (72) 宇野庄治「本年度運動競技界の回顧」（『学生と錬成』第一卷第二二号、昭和十七年）。
- (73) 厚生省「健民運動の発足」（『週報』第二八九号、昭和十七年）。
- (74) 小泉親彦「時局と健民―明治神宮錬成大会に際して―」（『歯科公報』第三卷第三二号、昭和十七年）。以下の記述も同様。
- (75) 「神宮大会改革か 厚生省に武装当庁の議」（『朝日新聞』昭和十八年六月五日付夕刊）。
- (76) 厚生省編『第十四回明治神宮国民錬成大会報告書』（厚生省、奥付なし）二―一五頁。
- (77) 「本年度健民強兵施策を覗く」（『体育日本』第二二卷第六号、昭和十八年）。
- (78) 前掲『第十四回明治神宮国民錬成大会報告書』三一五、三二一―四三、七五―八八頁。なほ、大東亜会議の代表たちを參觀させるため、東條英機首相が深く関与して、秋季大会が明治節の十一月三日ではなく七日に行われた経緯については、前掲高嶋航『帝国日本とスポーツ』二二七―二三〇頁を参照。
- (79) 前掲『第十四回明治神宮国民錬成大会報告書』七五頁。
- (80) 前掲『第十四回明治神宮国民錬成大会報告書』四四、四五頁。
- (81) 「神宮錬成大会 今年は取止め」（『読売報知』昭和十九年六月十七日付）。
- (82) 厚生省「大東亜戦下の国民錬成―第十三回明治神宮国民錬成大会と

- (83) 健民運動秋季国民錬成―（『週報』第三一五号、昭和十七年）。
加藤橘夫「明治神宮国民錬成大会の沿革」（『公園緑地』第六卷第一〇号、昭和十七年）。
- (84) 辻修二「体育時評 国民錬成大会への飛躍」（『新武道』第二卷第八号、昭和十七年）。以下の記述も同様。
- (85) 「二億、健民錬成」（『青年時報』第二六八号、昭和十一年）。
- (86) 師尾源藏「国民総訓練の戦時的対策」（『理想日本』第二卷第四号、昭和十八年）。
- (87) 前掲「第十四回明治神宮国民錬成大会報告書」四頁。
- (88) 前掲「第十四回明治神宮国民錬成大会報告書」四四―七五頁。
- (89) 藤田大誠「明治神宮外苑造営における体育・スポーツ施設構想―「明治神宮体育大会」研究序説―」（『國學院大學人間開発学研究所』第四号、平成二十五年）、同「明治神宮体育大会とオリンピック―日本の神前スポーツの近代的展開―」（『神園』第二二号、令和元年）を参照。

【附記】本研究は、JSPS科研費の基盤研究（C）「日本の奉納競技の近代的展開に関する研究―神社・皇室とスポーツ文化との関係―」（研究課題／領域番号21K11367、研究代表者…藤田大誠）の助成を受けたものである。

（ふちたひろまさ 國學院大學人間開発学部健康体育学科教授）